

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和9年11月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について全社員に周知します。

<対策>

- 令和6年 12月～ 制度に関する研修、チラシを作成し、全社員へ周知する。

目標2：子の看護休暇について、対象となる子の範囲を「小学校3年生修了時までの子」に拡大します。また、育児のための所定労働時間外労働の制限を請求できる対象者を、「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する社員に拡大します。

<対策>

- 令和6年 12月～ 育児介護休業規程を改定し、全社員に周知する。